

情報

いよいよ、夏本番。プールに行こう！
シーサイドプール地頭方が7月21日からオープン
 問い合わせ 観光空港課 大倉 ☎(53) 2623

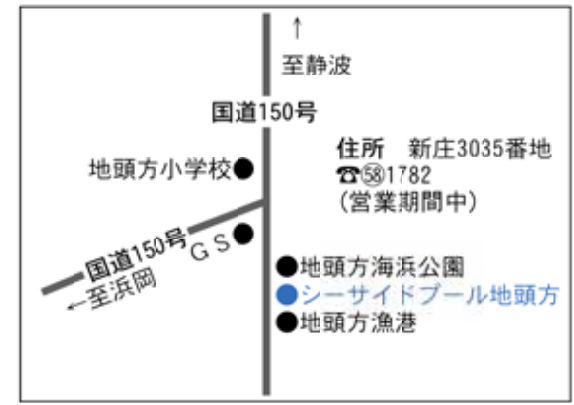
シーサイドプール地頭方は市内唯一の市営屋外レクリエーションプールです。夏のレジャーや家族のコミュニケーションの場として、ぜひ利用してください。
 小さな子どもから大人まで、みんなで夏を楽しみましょう。

施設概要
 ▼流れるプール
 幅5メートル、長さ85メートル
 ▼ウォータースライダー
 高さ5メートル、長さ30メートル
 ▼幼児用プール
 直径4メートル

営業期間
 7月21日(土)～8月19日(日)

営業時間
 午前10時～午後4時
 *正午から午後1時は休憩時間(休憩時間にアヒルレースを開催。1番にゴールするアヒルを当てた子どもには、賞品をプレゼント)

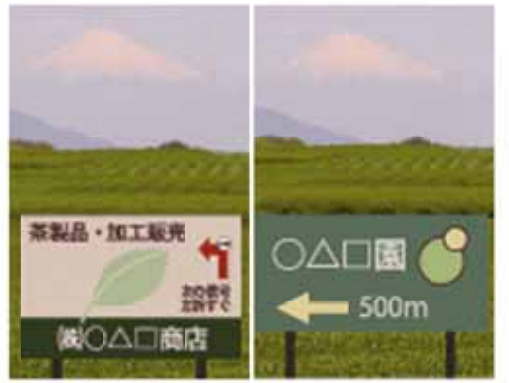
利用料金
 ▼高校生以上 300円
 ▼中学生以下 200円
 ▼小学生未満 無料
 *オープン当日の7月21日は無料



景観

牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会
屋外広告物色彩ガイドラインを策定
 問い合わせ 都市計画課 植田 ☎(53) 2633

富士山静岡空港周辺の景観について考える牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会(静岡県、島田市、御前崎市、菊川市、川根本町、吉田町、牧之原市)で構成は、「茶園景観に配慮した屋外広告物の色彩ガイドライン」を策定しました。
 ガイドラインは、屋外広告物が本県の美しい茶園景観と調和した魅力あるものとなるよう心掛けていくため、空港アクセス道路をモデル路線として設置の基準を定め、「屋外広告物ガイドライン」に沿い、さらに茶園景観に配慮するよう、どのような色の屋外広告物を設置するかなどを示しています。



茶園景観に配慮した屋外広告物のイメージ

ガイドラインでは、マンセル表色系(*)を示し、次のような項目(代表的なもの)を定めています。
 ①ベースカラーは緑系または白系を使用
 ②色数は5色以内に抑える(ベースカラー1色、アクセントカラー1色、サブカラー3色以内)
 ③高彩度色は、面積を抑えアクセントカラーにのみ使用

また、このほかにも、茶園景観になじまない色として紫系などを挙げ、「サブカラーの彩度」や「支柱の色はダークブラウンに統一する」といった具体的な明度や彩度などを定めています。

今後、協議会では、このガイドラインを広告業者または地主の皆さんに周知して、広告物の設置に当たっては、ガイドラインの内容に沿って周囲の景観に配慮してもらうようお願いし、本市を代表する美しい茶園の景観保全を進めていきます。

マンセル表色系
 国際的な色の尺度で、①色相(色合い)、②明度(明るさ)、③彩度(鮮やかさ)で表している。

情報

平成23年度
情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況
 問い合わせ 管理課 横山 ☎(23) 0050

平成23年度の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況についてお知らせします。

情報公開制度
 市民の皆さんの市政についての「知る権利」を尊重し、市保有の情報公開する制度です。
 この制度によって、市政の公正な執行と市民の皆さんの市政への信頼を確保し、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

情報公開条例に基づく実施状況 (平成23年度)

開示請求延人数	13人	
実人数	11人	
開示請求件数	13件	
開示・非開示決定件数	全部開示	8件
	部分開示	4件
	非開示	1件

*非開示にされている部分は、主に個人を特定し権利利益を侵害する恐れのある情報です。該当する公文書が存在しないときも非開示となります。

個人情報保護制度
 市民の皆さんの個人情報に適切な管理し、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。
 23年4月から24年3月までの市個人情報保護条例に基づく開示、訂正、利用停止などの請求はありませんでした。

個人情報の取り扱いや管理
 市では、事務の執行に当たり必要となる個人情報を、「個人情報取扱事務登録簿」に登録するとともに、適正な管理に努めています。
 この登録簿は両庁舎の情報公開コーナーでも見ることが出来ます。

▼設置場所
 榛原庁舎2階市民ラウンジ
 相良庁舎1階ロビー



相良庁舎情報公開コーナー

助成

県と市がサポートします
特定不妊治療に要した費用の一部を助成
 問い合わせ 健康推進課 橋本 ☎(23) 0027

県と市では、指定の医療機関において、特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受けている夫婦に対して、治療費の一部助成しています。
 詳細は、お問い合わせください。

県と市の特定不妊治療に係る補助内容

	静岡県	牧之原市
助成金額	最大15万円	最大10万円 * (治療費 - 県補助金) × 2分の1
対象範囲	・1年度当たり2回まで(1年目のみ3回まで) ・通算5年間で最大10回まで	・1年度当たり2回まで ・通算5年間
対象者	・県内に住所を有する夫婦 ・夫婦の前年度合計所得が730万円未満	・市内に1年以上住所を有する夫婦 ・夫婦の前年度合計所得が730万円未満
申請時期	治療終了日の属する年度内 *1月から3月は終了後90日以内	治療終了日から1年以内 *県の補助金交付決定後
申請書類	①補助金交付申請書(県) ②受診等証明書 ③請求書 ④夫婦の住民票、戸籍謄本(発行3カ月以内のもの) ⑤所得証明書(最新のもの) ⑥領収書の原本、認印 *①から③は県ホームページからダウンロードできます。	①補助金交付申請書(市) ②受診等証明書 *県の写しでも可 ③夫婦の戸籍謄本 ④所得証明書(最新のもの) *市が確認できる場合は不要 ⑤領収書の原本、認印 ⑥補助金を振り込む預金通帳 ⑦県の補助金交付決定通知書の写し *①と②は市ホームページからダウンロードできます。
申請先	県中部健康福祉センター 榛原分庁舎(榛原庁舎西側) ☎21151	健康推進課 ☎0027

*治療費の全額が県から助成された場合、市からの助成はありませんのでご注意ください。